13　ＤＳＬアクセスサービス		
14　ＦＷＡアクセスサービス		
15　ＣＡＴＶアクセスサービス		
16　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス		
17　三・九世代携帯電話アクセスサービス		
18　フレームリレーサービス		
19　ＡＴＭ交換サービス		
20　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス		
21　ＢＷＡアクセスサービス		
22　ＩＰ―ＶＰＮサービス		
23　広域イーサネットサービス		
24　衛星アクセスサービス		
25　専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
26　上記１から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
27　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）		
28　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
29　上記１から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

注１　提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、２及び５に該当する場合は、この限りでない。

２　単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。

３　ＦＭＣサービスとは利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を、フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ＡＴＭ交換サービスとはＡＴＭ方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、衛星アクセスサービスとは端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

４　３に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第１条第２項に定めるところによること。

５　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７又は８に限る。）により記入すること。

６　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」のみ、「上記１から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

７　電報の事業については、法附則第５条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号を次のように改める。

五　衛星移動通信サービス　利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。）を用いて提供される電気通信役務であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるものをいう。

第一条第二項第十一号中「携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービス」を「携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス」に改め、「プラウザを搭載した」及び「及び当該プラウザ」を削り、「接続を可能とする電気通信役務」を「接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号中「三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス」を「三・九世代携帯電話アクセスサービス」に、「第十一号」を「前号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り上げる。

第二条第一項中「様式第二及び様式第四」を「様式第二、様式第四及び様式第五第二表」に改め、同項の表中

「

ＦＭＣサービス	ＦＭＣサービスを提供する電気通信事業者（電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第二号）第一条第二項第一号に掲げる者をいう。）の数（同一の者が二以上の電気通信番号若しくは電気通信番号若しくは指定を受けた場合は、一とする。）が二以上である場合であつて、当該電気通信事業者の数が二以上であるもののうち最も多い数（当該数が二以上ある場合にあつては、当該数のうち最も少ない数）の電気通信事業者の電気通信設備と当該電気通信設備以外の電気通信設備との間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、当該電気通信役務を利用する者の数が一千万以上であるもの（当該電気通信役務を利用する者の数が一千万未満であつても、当該電気通信役務を利用する者の数が一千万以上となることが確実であると認められるものを含む。）を提供する場合に限る。	様式第六
スイスインターネット接続サービス（携帯電話・ＰＨＳ端末をインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを除く。）	電気通信役務であつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものの数が一千万以上であるもの（当該電気通信役務を利用する者の数が一千万未満であつても、当該電気通信役務を利用する者の数が一千万以上となることが確実であると認められるものを含む。）を提供する場合に限る。	様式第七

」を

「

衛星移動通信サービス	電気通信回線設備を提供する電気通信事業者（電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第二号）第一条第二項第一号に掲げる者をいう。）の数（同一の者が二以上の電気通信番号若しくは電気通信番号若しくは指定を受けた場合は、一とする。）が二以上である場合であつて、当該電気通信事業者の数が二以上であるもののうち最も多い数（当該数が二以上ある場合にあつては、当該数のうち最も少ない数）の電気通信事業者の電気通信設備と当該電気通信設備以外の電気通信設備との間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、当該電気通信役務を利用する者の数が一千万以上であるもの（当該電気通信役務を利用する者の数が一千万未満であつても、当該電気通信役務を利用する者の数が一千万以上となることが確実であると認められるものを含む。）を提供する場合に限る。	様式第六
スインターネット接続サービス	以上であつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものの数（当該数が二以上ある場合にあつては、当該数のうち最も少ない数）の電気通信事業者の電気通信設備と当該電気通信設備以外の電気通信設備との間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、当該電気通信役務を利用する者の数が一千万以上であるもの（当該電気通信役務を利用する者の数が一千万未満であつても、当該電気通信役務を利用する者の数が一千万以上となることが確実であると認められるものを含む。）を提供する場合に限る。	様式第七

」に、